

看護課

1. 看護職員確保対策について

(1) 看護職員確保に向けた施策の方向性・看護職員就業者数の推移

看護職員確保については、従前から、「新規養成」「復職支援」「定着促進」を三本柱にした取組を進めているところ、看護職員の確保が進められて、看護職員就業者数は、令和2（2020）年で約173万人であり、この12年間で約33万人増加している。【PI看2】

(2) 看護職員確保対策の推進（第8次医療計画の見直しのポイント）

その上で、看護職員確保に係る課題に対応するため、第8次医療計画においては、次の3つの方向性に沿って対策を進めていくことが重要になるので、各都道府県においては、適切なお対応をお願いしたい。

1点目として、看護職員の需給の状況は、地域ごとに差異があることから、地域の関係者の連携の下、都道府県・二次医療圏ごとの課題を把握し、課題に応じた看護職員確保対策の実施を推進していただきたい。

2点目として、訪問看護は需要の増大が大きく、人材確保が困難であることから、都道府県において、地域医療介護総合確保基金の活用など、訪問看護に従事する看護職員の確保方を定めていただきたい。

3点目として、感染症拡大への迅速・的確な対応等のため、都道府県ごとの就業者数の目標の設定等を通じて、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成・確保を推進していただきたい。【PI看3】

看護職員確保に向けた施策の方向性

看護職員の確保策については、「新規養成」「復職支援」「定着促進」の3本柱の推進に加え、地域の実情に合わせた地域・領域別偏在の調整が重要。



【新規養成】



【復職支援】



【定着促進】

(1) 看護学生の学習環境の整備等による新規養成

- 看護学生に学習しやすい環境を提供するため、看護師等養成所の整備や運営に対する補助を実施。
- 看護関係資格の取得を目指す社会人経験者が、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合の給付の実施。

(2) 看護職員の復職支援の強化（看護師等人材確保促進法改正 平成27年10月1日施行）

- 看護師等免許保持者について一定の情報の届出制度を創設し、離職者の把握を徹底。
- 都道府県ナースセンターが、離職後も一定のつながりを確保し、ライフサイクル等を踏まえて適切なタイミングで復職研修等の必要な支援を実施。

(3) 勤務環境の改善を通じた定着促進

- 看護職員を含めた医療従事者全体の勤務環境を改善するため、医療機関による自主的な勤務環境改善の取組を促進し、都道府県医療勤務環境改善支援センターが医療機関の取組を支援。（医療法改正 平成26年10月1日施行）
- 院内保育所の運営・施設整備や仮眠室・カンファレンスルーム等の新設・拡張など、勤務環境改善に対する支援を実施。

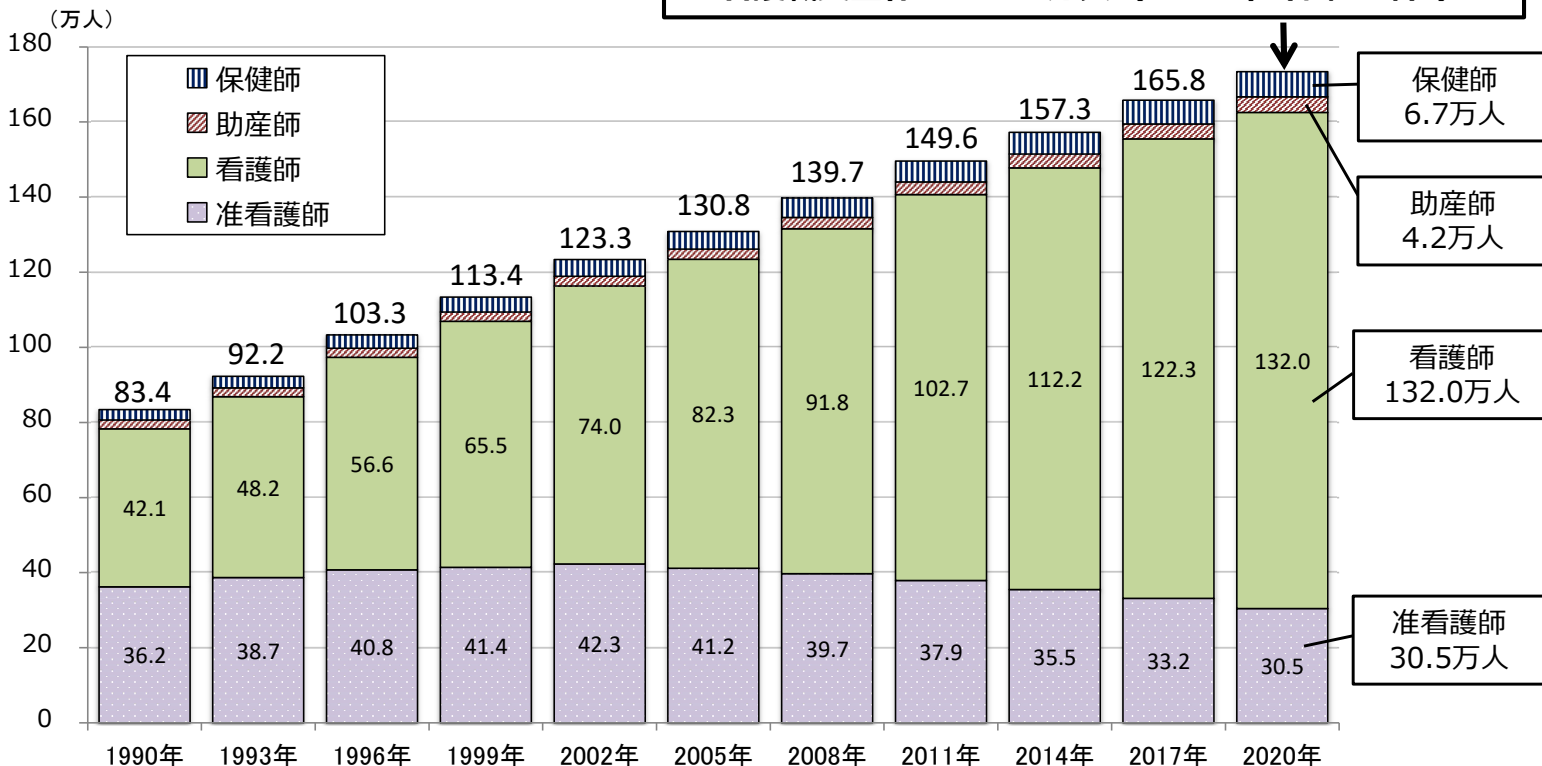
【地域・領域別偏在の調整】

- 「地域に必要な看護職の確保推進事業」を全国に展開するための、事業の実施支援、好事例の分析、情報共有の促進。

看護職員就業者数の推移

看護職員の確保が進められて、看護職員就業者数は増加を続け、2020年（令和2年）には173.4万人となった。

看護職員全体：173.4万人（2020年（令和2年））



資料出所：厚生労働省「医療施設（静態）調査」「衛生行政報告例（隔年報）」「病院報告（従事者票）」に基づき厚生労働省医政局看護課において集計・推計

・病院で就業する看護職員数は、2017年以降は「医療施設（静態）調査」、2014年以前は「病院報告（従事者票）」による。

・診療所で就業する看護職員数は「医療施設（静態）調査」による。

・病院・診療所以外で就業する看護職員数は「衛生行政報告例（隔年報）」による。なお、「衛生行政報告例（隔年報）」の調査年ではない年については、「衛生行政報告例（隔年報）」の数値に基づく推計値。

概要

- ・ 地域の関係者の連携の下、都道府県・二次医療圏ごとの課題を把握し、課題に応じた看護職員確保対策の実施を推進。
- ・ 都道府県において、地域の実情を踏まえつつ、需要が増大する訪問看護に従事する看護職員の確保方を定める。
- ・ 感染症拡大への迅速・的確な対応等のため、都道府県ごとの就業者数の目標の設定等を通じて、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成を推進。

◎ 看護職員の需給の状況は都道府県・二次医療圏ごとに差異がある

看護職員総数が不足すると推計された都道府県 (2025年の看護職員需要数が2016年の供給数を上回る)	看護職員総数が充足されると推計された都道府県 (2016年の供給数より2025年の看護職員需要数が少ない)
37都道府県	10都道府県

不足傾向は都道府県ごとに異なり、都市部（首都圏、近畿圏等）で不足傾向が強い

- ✓ 二次医療圏単位では、総数が不足傾向の圏域もある。
- ✓ 多くの二次医療圏で、訪問看護等について不足傾向。

◎ 訪問看護は需要の増大が大きく、人材確保が困難

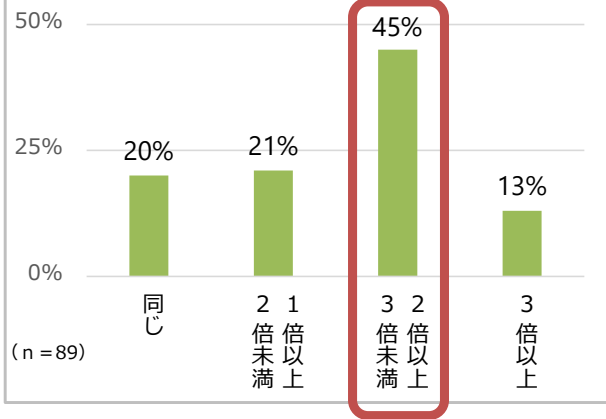
(万人)

	① 2016年	② 2020年	③ 2025年(推計)	③-② 需要増大(推計)
病院+有床診療所+ 精神病床+無床診療所	134.8	136.0	136.5	0.6
訪問看護事業所	4.7	6.8	11.3	4.5
介護保険サービス等	15.0	17.3	18.7	1.5
保健所・市町村・学校養成所等	11.5	13.4	13.6	0.3

※ 都道府県ナースセンターにおける領域別の看護職員の求人倍率（2020年度）を比較すると、**訪問看護ステーションの求人倍率が3.26倍で最大**

◎ 新型コロナの重症者の診療に当たっては、専門性の高い看護師が数多く必要になった

同等の重症患者の管理と比べ、ECMO管理を要するコロナ患者の治療に必要であった看護師の数（医療施設の回答）



資料出所：

- ・ 「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ（概要）」（令和元年（2019年）11月15日）
- ・ 厚生労働省「医療施設（静態）調査」「衛生行政報告例（隔年報）」「病院報告（従事者票）」に基づく厚生労働省医政局看護課による集計・推計結果
- ・ 日本看護協会「2020年度 ナースセンター登録データに基づく看護職の求職・求人・就職に関する分析」
- ・ 重症新型コロナウイルス感染症診療における診療報酬上の特例措置についての現状調査（令和3年7月 日本集中治療医学会）〔調査対象時期：令和2年2月～令和3年6月、調査対象：集中治療医学会評議員の所属施設225施設（回答率50%）〕

2. 特定行為に係る看護師の研修制度について

(1) 指定研修機関及び研修修了者の現状と制度の推進について

進展する少子高齢化に伴い、今後も国民に適切な医療を提供するためには、特定行為研修修了者の活躍が期待されている。 【P I 看 6】

特定行為研修を行う指定研修機関は、令和4年8月時点で47都道府県に338箇所が厚生労働大臣により指定されており、研修修了者は令和4年9月末時点で6,324人となっている。

令和4年8月及び12月の医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、今後の特定行為研修制度の推進について議論し、在宅医療の推進のみならず、コロナ渦において人工呼吸器・ECMO等の集中治療を要する重症患者への対応が求められたことから、高度急性期においても特定行為研修修了者の配置の推進が必要とされた。また、令和6年4月より医師への時間外労働の上限規制が適用されるにあたり、特定行為研修修了者の養成と確保の一層の推進が求められており、引き続き指定研修機関の設置や特定行為研修修了者の活動を支援する体制の整備等を図ることが重要であると考えている。

(2) 令和5年度予算案における主な特定行為研修制度関連事業について

厚生労働省では、指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費に対する支援等に必要経費等を補助している。 【P I 看 9】

令和5年度予算案において、特定行為研修の組織定着化支援事業として、看護師の継続教育の一環としての特定行為研修の受講と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に取り組む医療機関である指定研修機関等に対して、その取組を促進するための経費を新たに計上している。各都道府県から1カ所以上の指定研修機関の参加を想定しており、周知等についてご支援をお願いしたい。 【P I 看 10】

さらに、各研修機関で効果的な指導ができるよう、指導者育成等事業の中で指導者講習会の開催に必要な経費を計上しており、令和4年度は、指導者講習会を12団体に委託し、開催した。令和5年度も開催を予定している。 【P I 看 10】

(3) 医療計画における特定行為研修の体制の整備及び地域医療介護総合確保基金の活用について

在宅医療等において質の高い医療を提供していくため、都道府県においても、地域の関係者とともに、特定行為研修を修了した看護師の確保等に係る課題・対策等を検討し、特定行為研修を修了した看護師の確保・活用のための支援を行っていくことが重要であると考えている。【PI 看 11】

平成 29 年度の医療計画作成指針に、指定研修機関及び受講者の確保に係る計画の策定を行うようお示し、数値目標を立てているのは 16 都道府県にとどまっている一方で、約 9 割の都道府県で特定行為研修制度に係る計画を記載いただいた。第 8 次医療計画においては、特定行為研修に係る研修体制整備に向けた具体的な計画の記載を必須とするとともに、特定行為研修修了者の就業者の目標数を設定することを予定しており、都道府県においては地域の実情に応じた数値目標の設定並びに目標達成に向けた取組をお願いしたい。

また、都道府県においては、特定行為研修制度の推進のために、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能である。令和 4 年度は、地域医療介護総合確保基金を活用した事業として、44 都道府県で受講料や代替職員雇用の費用を支援するなどの事業が計画されていたが、指定研修機関に対する支援や、制度普及促進等に対して事業の実施、計画を行っている都道府県はまだ少ない現状がある。都道府県においては、看護師が各自の地域で特定行為研修を受講可能とする（特に訪問看護ステーションや施設等の在宅・慢性期領域）ための指定研修機関・協力施設の設置等の研修体制の整備や、特定行為研修修了者がその役割と能力を十分に発揮するためのフォローアップ研修の実施等、特定行為研修修了者の活動を支援する体制の整備の推進に、地域の医療機関や関係者と連携の上、具体的かつ計画的に取り組んでいただきたい。

なお、令和 3 年度には、地域医療介護総合確保基金をより有効かつ効率的に活用いただくため、事業内容の取扱いについて整理した「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」を通知するなどの情報提供を行ったので、特定行為研修に係る地域医療介護総合確保基金の活用に参考にさせていただきたい。

令和 5 年度も引き続き、都道府県での制度推進に向けた施策の実施に資するよう、都道府県会議の開催等について検討している。

【PI 看 12】

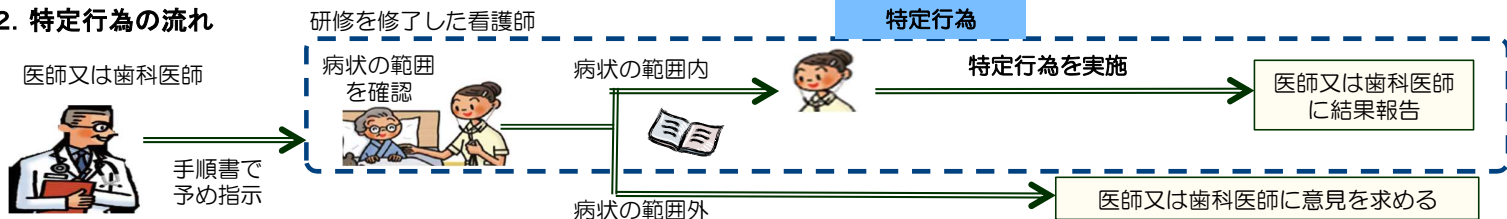
今後は医療計画に特定行為研修修了者の就業者の目標数等を位置づけて特定行為研修の推進を図ることから、地域において特定行為研修を積極的に推進いただくようお願いしたい。

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

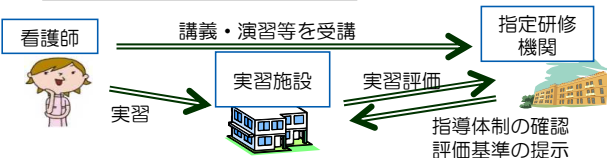
- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設(平成27年10月)し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。
- さらに、平成31年4月の省令改正で、各科目の内容及び時間数を変更し、また在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能としたことで、更なる制度の普及を図る。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



4. 研修の内容

「共通科目」 全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学(講義、演習)	30
臨床推論(講義、演習、実習)	45
フィジカルアセスメント(講義、演習、実習)	45
臨床薬理学(講義、演習)	45
疾病・臨床病態概論(講義、演習)	40
医療安全学、特定行為実践(講義、演習、実習)	45
合計	250

「区分別科目」

特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

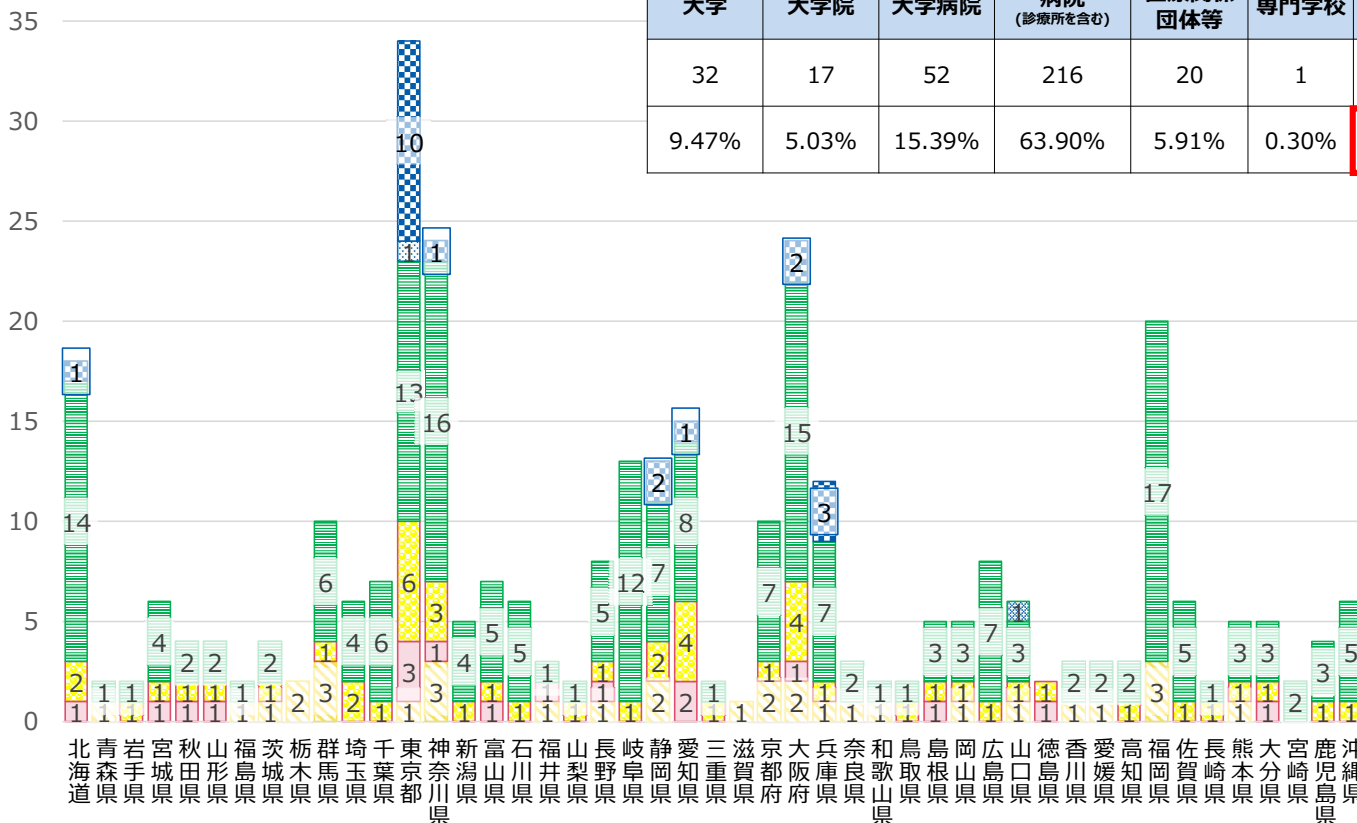
特定行為区分(例)	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16
感染に係る薬剤投与関連	29

※全ての科目で、講義及び実習を行う。一部の科目については演習を行う。
※1区分ごとに受講可能。

特定行為研修を行う指定研修機関等の状況

■都道府県別指定研修機関数(令和4年8月現在)

(指定研修機関数)

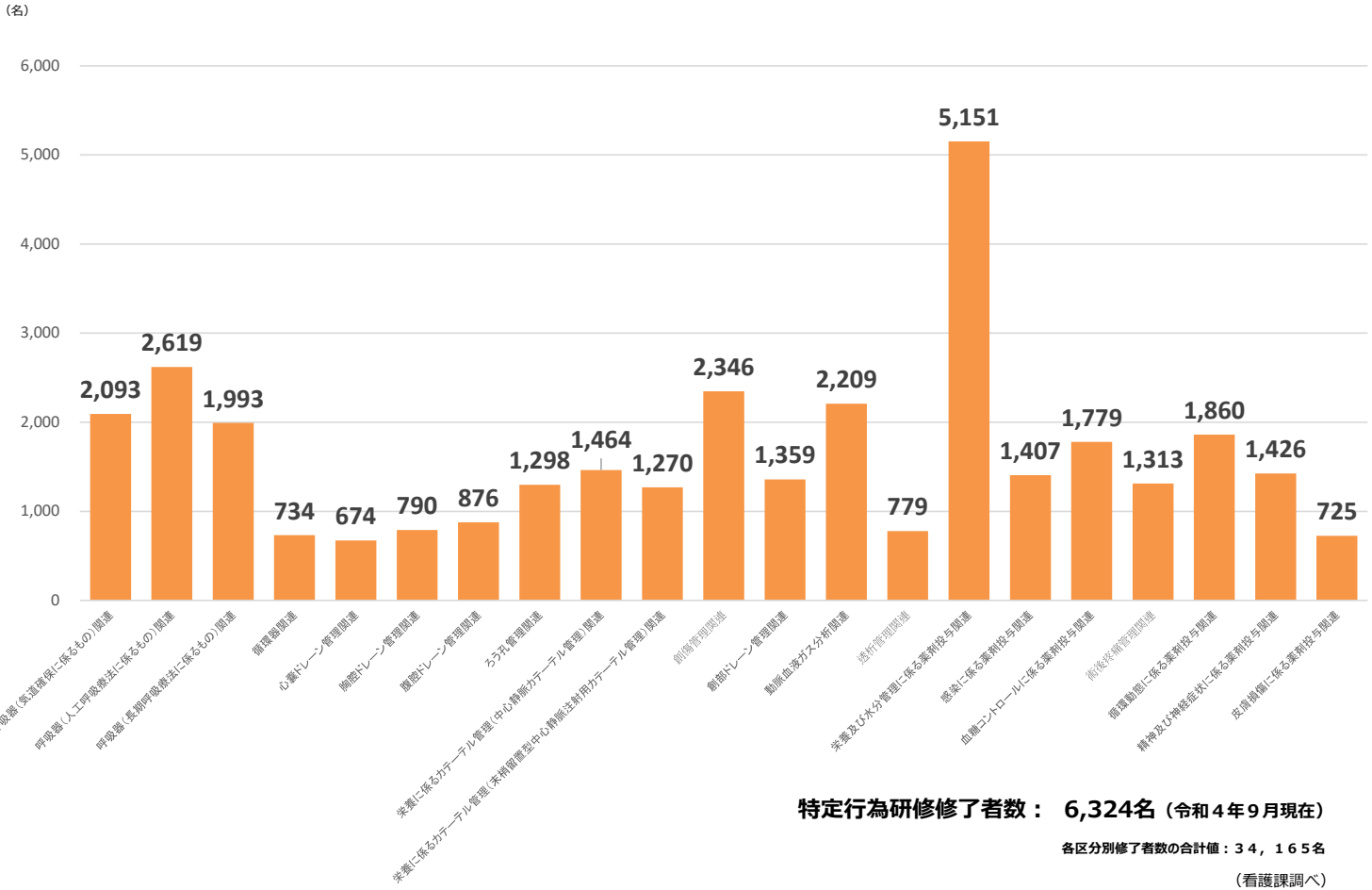


■施設の種別別指定研修機関数(令和4年8月現在)

大学	大学院	大学病院	病院 (診療所を含む)	医療関係 団体等	専門学校	総計
32	17	52	216	20	1	338 機関
9.47%	5.03%	15.39%	63.90%	5.91%	0.30%	100%

■大学 ■大学院 ■大学病院 ■病院 ■診療所 ■医療関係団体等 ■専門学校

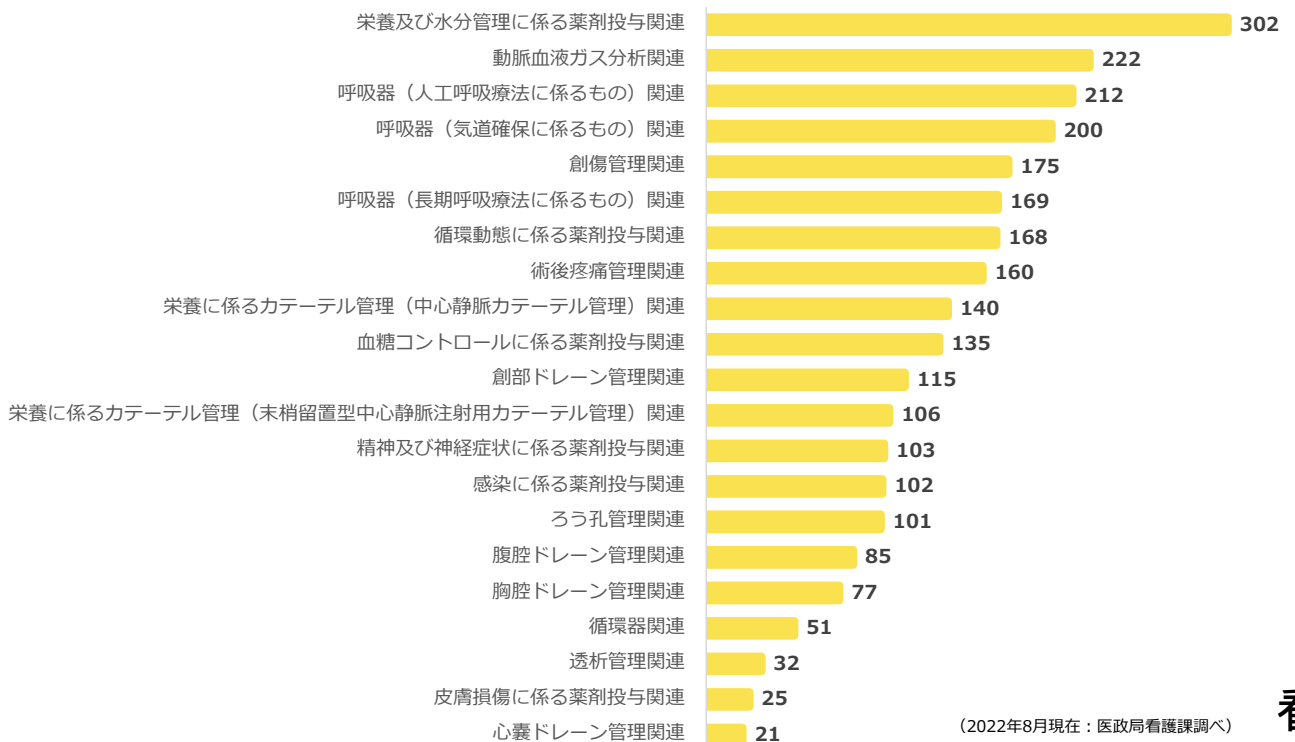
特定行為研修を修了した看護師数（特定行為区分別）



現状（指定研修機関の特定行為区分別開講状況）

- 特定行為区分別にみると、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の研修を開講している指定研修機関がもっとも多い。次いで、「動脈血液ガス分析関連」と「呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連」が多い。
- 領域別パッケージ研修では、「術中麻酔管理領域」がもっとも多い。

■ 各特定行為区分別の研修実施指定研修機関数（n=338）



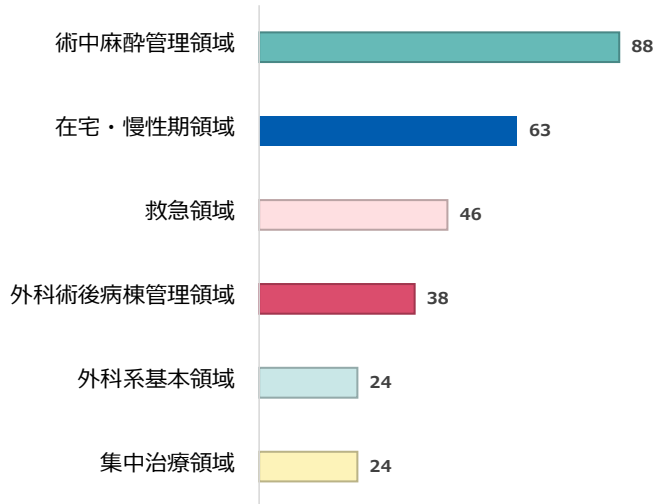
現状（領域パッケージの指定研修機関数推移及び修了者数推移）

領域パッケージにおいて令和4年9月で、指定研修機関は171機関、修了者数は667人となった。

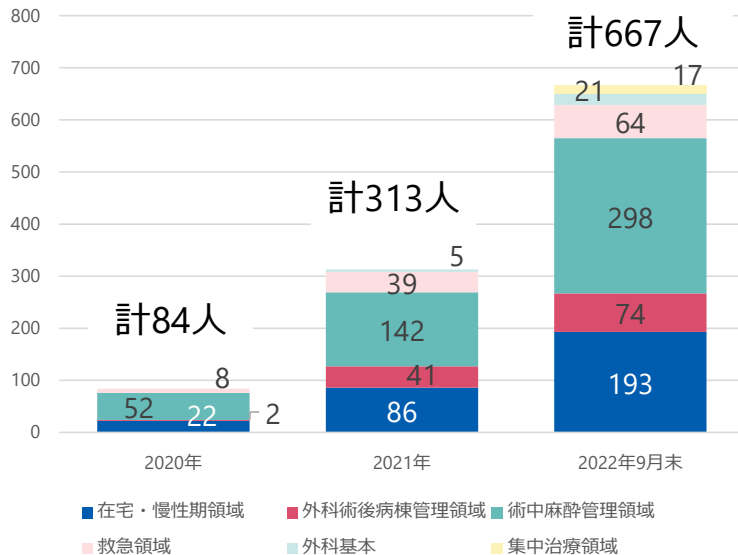
領域パッケージを開講している指定研修機関は171機関

各領域別のパッケージ研修実施

指定研修機関数



各領域別パッケージ研修修了者数の推移



令和4年9月 看護課調べ

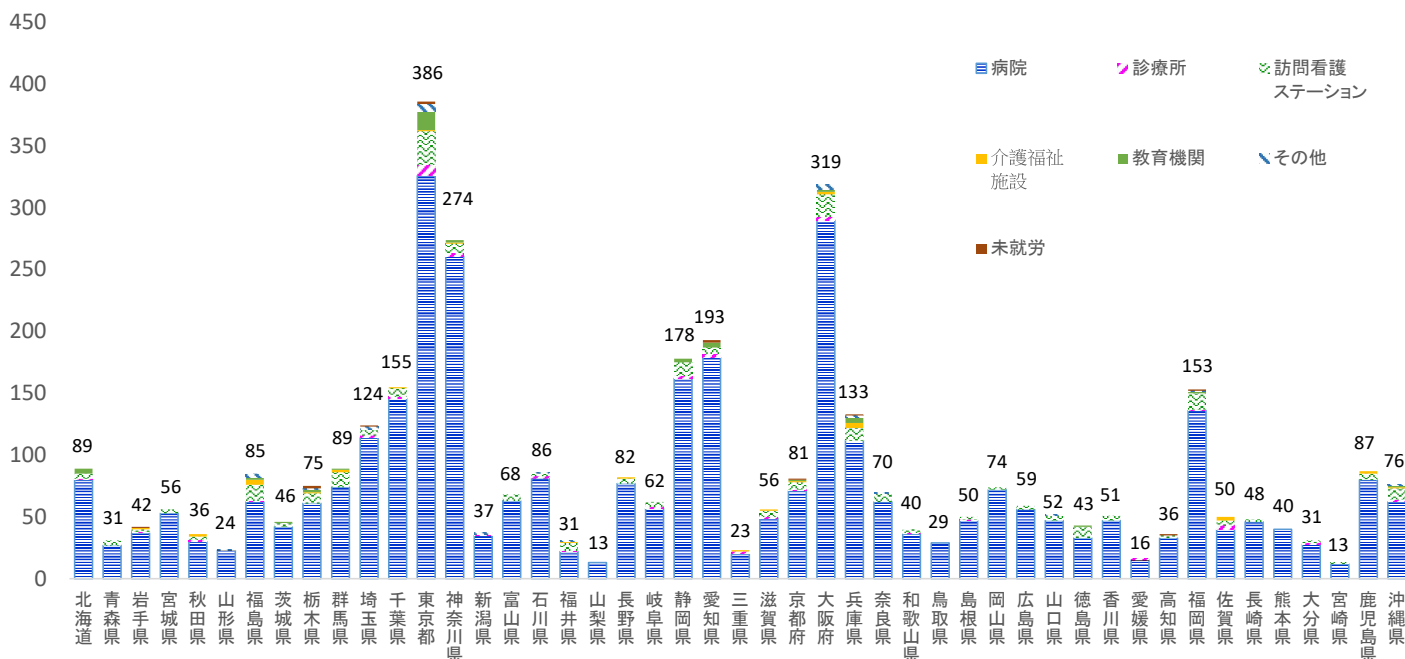
特定行為研修修了者就業状況

総数 4,660名

【就業場所別】n=4,660名

就業場所	病院	診療所	訪問看護ステーション	介護福祉施設	教育機関	その他	未就労	不明※1
就業者総数	3,489	47	245	30	44	26	12	767
割合	74.8%	1.0%	5.3%	0.6%	0.9%	0.6%	0.3%	16.5%

【都道府県別】n=3,893※2



※1 「都道府県」、「就業場所」のいずれかに回答がない方
 ※2 総数4,660名から※1を除いた数

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

令和5年度当初予算案 5.4億円（令和4年度予算額 6.3億円）

事業目的

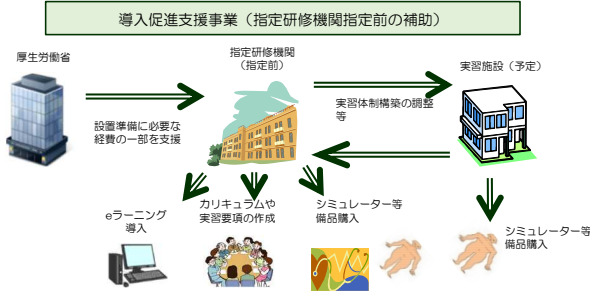
- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

111,335千円（161,826千円）

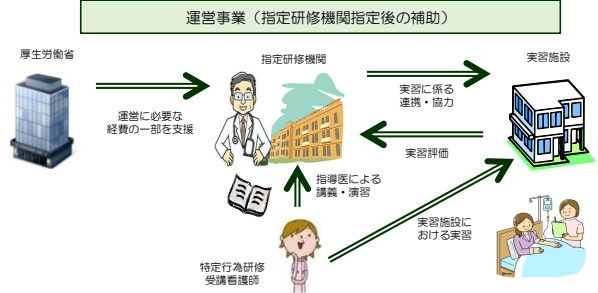
指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。
【補助先：指定研修予定機関】



看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

418,018千円（418,018千円）

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。
【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円（11,685千円）

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

拡充 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和5年度当初予算案：66百万円（66百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成と特定行為を実践していくための研修修了後のフォローアップが重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成及び、修了者のスキルの維持、向上を目指す。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加、特定行為研修修了者の一層の活用の推進を図るため、特定行為研修に対する現場のニーズや特定行為研修修了者の活動の実態、介護保険施設等における研修の受講状況等、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

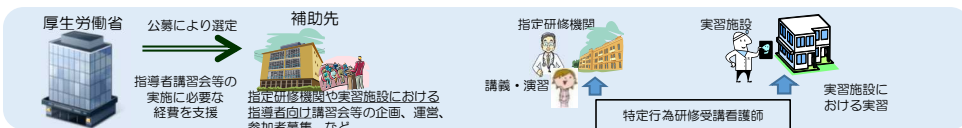
2 事業の概要

指導者育成等事業

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者等育成

- ・目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・概要：
 - ①指導者（予定者含む）に対して、指導者としての知識・技術の向上を目指す指導者講習会を実施
 - ②特定行為研修修了者を対象とした、修了者が特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会を実施
- ・補助先：公募により選定された団体
- ・備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定



○指導者リーダー育成

- ・目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・補助先：公募により選定された団体

実態調査・分析事業

【調査・分析等の内容】

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ② 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ④ 特定行為研修修了者による活動の効果等の医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
- ⑤ 調査結果の公表・周知等

◆補助先：公募により選定された団体

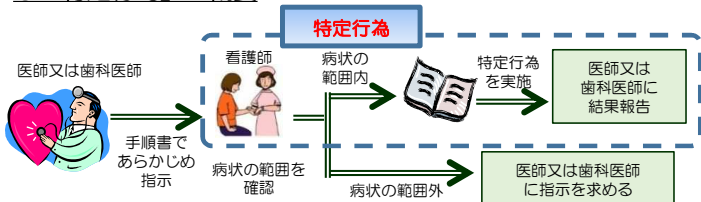
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和5年度当初予算案（令和4年度予算額）医療提供体制施設整備交付金26億円の内数（医療提供体制施設整備交付金24億円の内数）

事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

新規 特定行為研修の組織定着化支援事業

令和5年度当初予算案：1.5億円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了生の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため、指定研修機関である医療機関等において看護師の継続教育の一環として特定行為研修を位置づけるなど、**組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了生の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援し**、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。

2 事業の概要等

- ① 指定研修機関である医療機関等に対し、継続教育の一環として3年目以降等の看護師全員に共通科目の学習機会を提供するためのEラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するための地域別のワークショップを開催する。

○ 実施主体：① 指定研修機関である医療機関等
② 関係団体

○ 補助率：①1/2 ②10/10

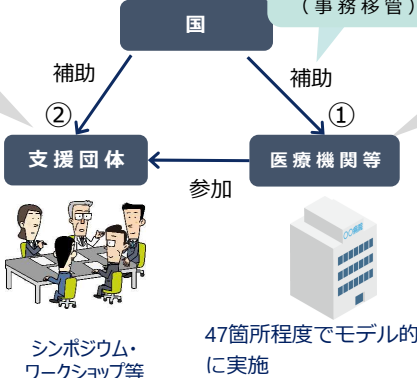
事業スキーム

支援団体の取組

- 【シンポジウム】対象：全医療機関
○ 本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催（1回）
【ワークショップ】対象：本事業を実施する医療機関（看護部長等）
○ 本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催（全3回）
- 1回目：各医療機関の取組や年間スケジュール等の共有
 - 2回目：取組の進捗や課題の共有及び意見交換の実施、中間報告
 - 3回目：取組の最終報告、次年度に向けた課題や計画の共有

医療計画への特定行為研修の位置づけ

都道府県（事務移管）



医療機関等の取組（補助要件）

- 特定行為研修推進委員会の設置
特定行為研修修了者が特定行為を実践できる体制の整備を図る
 - ・ 組織内共通の手順書の作成・見直し
 - ・ 安全な特定行為の実施の確認 等
- 看護師の継続教育の一環としての共通科目の学習機会の提供
- 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置
 - ・ 特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
 - ・ 臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応

■ 修了生が特定行為を実施していない理由（複数回答）（N=431）



【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」：特定行為研修修了生に対するアンケート調査（N=1,364、回収率82.5%）

特定行為研修に係る目標値の考え方

■ 第8次医療計画に記載する事項

- **地域の実情に応じた指定研修機関や協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画** 例) 指定研修機関や協力施設の目標数の設定等
- **特定行為研修修了者の就業者数**

■ 目標値設定の考え方（案）

指定研修機関数や協力施設数、特定行為研修の就業者数については、可能な限り今後の受講意向調査等のニーズを踏まえ、都道府県ごとの足下数をベースに地域の実情に応じた数値目標を定めることとしてはどうか。

その際、専門性の高い看護師の確保に係る以下の観点も考慮することとしてはどうか。

- 在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進
- 新興感染症等の感染拡大時に、高度急性期に対応できる知識と技術を有する看護師の確保
- 看護の質の向上と医師の時間外労働の上限規制に資するタスク・シフト/シェアの推進

特定行為研修に係る目標値の考え方

■ 特定行為研修修了者の就業者数の目標値についての基本的な考え方と算出例（案）

1	2	3
在宅・慢性期領域の就業者数	新興感染症等の有事に対応可能な就業者数	医療機関における看護の質の向上とタスク・シフト/シェアに資する就業者数
【算出例】 <ul style="list-style-type: none">● 看護師数が常勤換算5名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各1名以上の配置する場合の就業者数● 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出● 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数● 療養病棟や介護施設等に1名以上配置する場合の就業者数 等 <p>例</p> <p>全訪問看護ステーション数：100 うち、看護師が常勤換算で5名以上の訪問看護ステーション数：40 40の訪問看護ステーションに1名以上の修了者：40 箇所×1名=40名以上</p>	【算出例】 <ul style="list-style-type: none">● 有事に、ICUや救命救急等の集中治療を担う全ての病棟において、機動的かつ流動的な対応が可能となる特定行為研修修了者の人数（例えば、診療報酬の施設基準に係る看護師以外に2名以上配置、等）● 新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関のニーズ 等 <p>例</p> <p>特定集中治療室管理料・ハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟数：35 救命救急入院料を算定する病棟数：15 上記の各病棟に最低2名以上の配置： 2名×50=100名以上</p>	【算出例】 <ul style="list-style-type: none">● 医療機関の看護師の特定行為研修への受講ニーズ● 医師労働時間短縮計画の作成対象となる医療機関や、総合入院体制加算を算定する医療機関における特定行為研修修了者の養成ニーズ調査等から算出（例えば、医療機関が以下のように算出したものの積み上げ。<ul style="list-style-type: none">・高度急性期病棟に各勤務帯1名以上、毎日配置するために必要な人数・外科病棟に日勤帯に1名以上、毎日配置するために必要な人数） 等 等

①～③の合計+α（その他、地域の実情に応じて都道府県独自の観点で目標数を追加）

都道府県ごとの特定行為研修修了者の就業者の目標値

特定行為研修に係る目標値の考え方（政策循環：PDCAサイクル）

・**現状の把握**：意向調査や実態調査等、既存の統計等により特定行為研修に関する現状を把握。

・**課題の抽出**：特定行為研修修了者に期待する役割や目指すべき方向性を踏まえて課題を抽出。

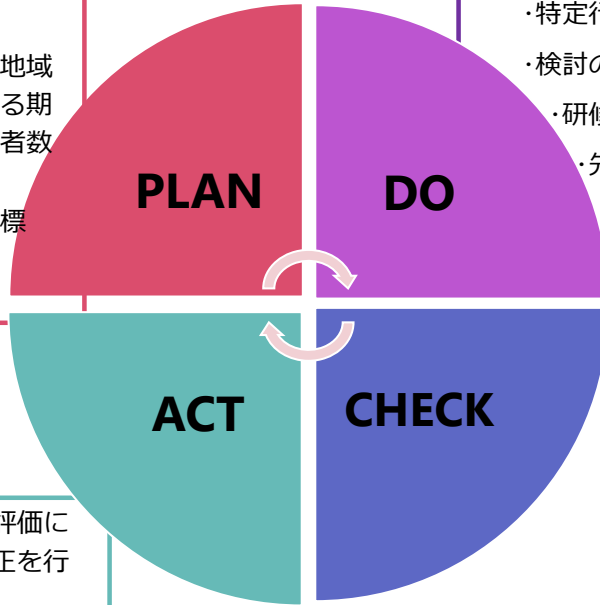
・**数値目標**：抽出した課題をもとに、地域の実情に応じた目標と目標達成に要する期間を定める。（指定研修機関数や就業者数等）

・**計画の策定**：課題に対応した数値目標の達成のために行う具体的な施策を練り込んだ計画の策定。

・**施策の実施**：課題に対応した数値目標達成のために行う具体的な施策を実施。

【医療介護総合確保基金の活用例】

- ・特定行為研修修了者の養成と活用に関する
- ・検討の場の設置
- ・研修受講に係る受講料や旅費等を補助
- ・先進地への視察研修の実施 等



・**評価**：数値目標の達成状況や施策の進捗状況の評価。（計画策定時に評価を行う時期を明記しておく。）

<データソース>

- 指定研修機関数：厚生労働省公表数値
- 協力施設数：指定研修機関による公表
- 特定行為研修修了者の就業者数：業務従事者届

・**施策の改善**：進捗状況の評価に応じて、施策の見直しや修正を行う。

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針（疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（医政地発0331第3号令和2年4月13日）別紙）より看護課にて作成

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について

（令和3年度実施状況・令和4年度計画）

令和4年5月看護課調べ（2022年10月25日更新）

	令和3年度実施状況	令和4年度計画状況
事業実施都道府県数	44都道府県	44都道府県
実施事業数	74件	80件
財源	地域医療介護総合確保基金	73件（43都道府県）
	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業	1件
	居宅等における医療の提供に関する事業	31件
	医療従事者の確保に関する事業	41件
	勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	0件
地域医療介護総合確保基金以外	7件（6都道府県）※複数回答あり	7件（6都道府県）※複数回答あり
実施内容	受講料等の費用負担を実施している40都道府県 青森県 ² 、岩手県 ³ 、宮城県 ³ 、秋田県 ³ ※ ¹ 、山形県 ³ 、福島県 ² ※ ¹ 、茨城県 ² 栃木県 ³ 、群馬県 ² 、東京都、神奈川県 ³ 、新潟県 ² 、富山県 ^{2,3} 、石川県 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、長野県 ³ 、岐阜県 ³ ※ ¹ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、三重県 ³ 、滋賀県 ³ 、京都府 ³ 、奈良県 ³ 、和歌山県 ² 、鳥取県 ³ 、島根県 ² 、岡山県、広島県 ³ ※ ¹ 、山口県 ² 、徳島県 ³ ※ ¹ 、香川県 ² 、愛媛県 ² 、高知県、福岡県 ¹ 、佐賀県 ² 、長崎県 ³ 、熊本県 ² 、宮崎県 ³ 、鹿児島県 ³ 、沖縄県 ³ ※ ¹	受講料等の費用負担を計画している41都道府県 北海道 ² 、青森県 ³ 、岩手県 ³ 、宮城県 ³ 、秋田県 ³ ※ ¹ 、山形県 ³ 、福島県 ² ※ ¹ 、茨城県 ² 、栃木県 ³ 、群馬県 ² 、東京都、神奈川県 ³ 、新潟県 ² 、富山県 ^{2,3} 、石川県 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、長野県 ³ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、三重県 ³ 、滋賀県 ³ ※ ¹ 、京都府 ³ 、奈良県 ³ 、和歌山県 ² 、鳥取県 ³ 、島根県 ² 、岡山県、広島県 ³ ※ ¹ 、山口県 ² 、徳島県 ³ ※ ¹ 、香川県 ² 、愛媛県 ² 、高知県、福岡県 ¹ 、佐賀県 ² 、長崎県 ³ 、熊本県 ² 、宮崎県 ³ 、鹿児島県 ³ 、沖縄県 ³ ※ ¹
	代替職員雇用の費用補助を実施している15都道府県 秋田県 ³ ※ ¹ 、福島県 ² ※ ¹ 、埼玉県 ³ 、東京都 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、岐阜県 ³ ※ ¹ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、大阪府 ¹ 、兵庫県 ² 、奈良県 ³ 、島根県 ² 、広島県 ³ ※ ¹ 、徳島県 ³ ※ ¹ 、沖縄県 ³ ※ ¹	代替職員雇用の費用補助を計画している17都道府県 北海道 ² 、秋田県 ³ ※ ¹ 、福島県 ² ※ ¹ 、茨城県 ² 、埼玉県 ³ 、東京都 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、滋賀県 ³ ※ ¹ 、大阪府 ¹ 、兵庫県 ² 、奈良県 ³ 、広島県 ³ ※ ¹ 、徳島県 ³ ※ ¹ 、沖縄県 ³ ※ ¹
	指定研修機関に対する支援（研修体制整備等）	福島県 ² 、群馬県 ² 、宮崎県 ³ 、沖縄県 ³
二一ズ・課題等調査	岐阜県、佐賀県 ²	岐阜県、佐賀県 ²
症例検討・実践報告・研修会	福島県 ² 、兵庫県 ² 、島根県、福岡県、佐賀県 ²	福島県 ² 、兵庫県 ² 、島根県、福岡県、佐賀県 ²
制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	北海道 ² 、山形県 ³ 、石川県 ³ 、福井県 ³ 、静岡県 ³ 、岡山県 ³ 、愛媛県 ² 、宮崎県 ³	北海道 ² 、山形県 ³ 、茨城県 ² 、石川県 ³ 、福井県 ³ 、静岡県 ³ 、岡山県 ³ 、愛媛県 ² 、佐賀県 ² 、宮崎県 ³
指定研修機関の取組み、効果の紹介	島根県	島根県
研修協力施設等への運営費の補助	埼玉県 ³ 、静岡県 ³ 、長崎県 ³	埼玉県 ³ 、静岡県 ³ 、長崎県 ³

（都道府県に上付けしている数字は地域医療介護総合確保基金における区分を示す） 1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 2:居宅等における医療の提供に関する事業 3:医療従事者の確保に関する事業 4:勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 ※¹ 秋田県・福島県・福井県・滋賀県・広島県・徳島県・沖縄県は1事業で受講者の所属施設に対する支援として受講料等の費用と代替職員雇用の費用について実施・計画している。

3. 保健師、助産師及び看護師の行政処分等について

(1) 行政処分対象事案の把握等

行政処分対象事案の把握や処分対象者との調整、行政処分等に係る意見又は弁明の聴取については、かねてより御協力いただいているところであるが、都道府県によって、行政処分に係る対象事案の把握状況等に差が見受けられる。できる限りの状況把握に努めていただき、情報の提供をお願いする。また、業務上過失致死傷（医療過誤）や業務関連の犯罪（薬物濫用やわいせつ行為等の性犯罪）においては、判決文等の司法処分における情報のみならず、事件当時の背景や状況など処分に必要な情報が十分に得られるよう、引き続き御協力をお願いする。

また、保健師、助産師及び看護師の行政処分については、処分の結果を共有させていただいており、引き続き、都道府県においては、保健師、助産師及び看護師の被処分者が都道府県の准看護師免許を有していないかどうか、改めて御確認いただきたい。

(2) 再教育研修における助言指導者の確保

行政処分を受けた保健師、助産師及び看護師に対しては、職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し安全に医療サービスを提供するといった看護師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって国民の医療への信頼を確保することを目的として、保健師助産師看護師法第15条第2項に基づき、再教育研修を命じている。

再教育研修の一つである個別研修の実施に際しては、医療機関の看護管理者や卒業した学校養成所の専任教員等で、行政処分対象者への助言や指導を行う助言指導者を選任する必要があるが、助言指導者となり得る者の選出及び依頼が困難な状況にあり、個別研修が実施できない対象者がいる。都道府県においては本制度の趣旨を理解いただき、個別研修対象者から助言指導者の相談があった場合には、貴管内の医療機関や看護師等学校養成所を紹介する等の御協力をお願いする。

4. 令和5年度看護関係予算案について

(1) 医療提供体制推進事業費補助金における事業

○ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業

各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員をハローワークへ派遣するとともに、ハローワークで実施している医療機関を対象とした事業所見学会や面接会へ同行させるなど、就労相談や求人医療機関、研修機関との連絡調整等を行う。

【PI 看17】

○ 助産師活用推進事業

都道府県において、関係団体や学識経験者等で構成した協議会を設置し、助産師出向の検討に関する助産師就業等の偏在の実態把握、対象施設の選定・調整、事業の企画・実施・評価などを行い、都道府県における助産師就業の偏在解消、助産実践能力の強化、及び助産学生等の実習施設の確保等を図る。

また、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握や、助産所と連携する医療機関を確保するための調整・支援等を行う。

さらに、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に対する支援を行う。

今後も、積極的に本事業を活用・周知いただき、地域における妊産婦の多様なニーズに応える助産師の活躍・活用を推進していただきたい。 【PI 看17】

○ 外国人看護師候補者就労研修支援事業

経済連携協定等に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、受け入れる施設の研修支援体制の充実を図る。 【PI 看19】

(2) 医療提供体制施設整備交付金における事業

○ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

保健師助産師看護師法に基づき特定行為研修を行う指定研修機関等において、研修の実施に必要なカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に係る費用に対する支援を行っている。地域における指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図るため、引き続き当該交付金を活用いただきたい。 【PI 看15】

(3) 地域医療介護総合確保基金における看護関係事業

看護関係の基金事業については、その多くが既存事業から移行したものであり、「医療従事者の確保に関する事業」として多くが実施されている。令和5年度についても引き続き、当該基金を活用の上、看護関係事業のより一層の充実をお願いしたい。 【PI 看20】

令和5年度 看護関係予算案の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

541百万円(631百万円)

「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援する。また、特定行為研修の指定研修機関の拡充を図るため、特定行為研修修了者や指定研修機関に関する情報収集とその提供、指定研修機関同士の連携体制の構築に必要な経費を支援する。

② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 **拡充** 66百万円(66百万円)

指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に必要な経費を支援するとともに、特定行為研修修了者を対象とした特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

また、特定行為研修の受講者及び指定研修機関数の増加や修了者の活用をより一層図るため、特定行為研修修了者に係る医療の質に関するデータの収集や分析、データの活用方策の検討等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金26億円の内数

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

④ 特定行為研修の組織定着化支援事業 **新規** 145百万円(0百万円)

看護師への特定行為研修の受講と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する医療機関に対し、看護師の定型的な研修に特定行為研修を位置づけるための共通科目のeラーニングのコンテンツ使用料等の費用や特定行為研修修了者が特定行為を実施できる体制整備等を目的とした委員会の設置、特定行為研修修了者へのメンターの配置等に必要な経費に対する支援を行う。

また、本事業の周知や取組の支援を目的としてシンポジウム・地域別ワークショップの開催等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進

① ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業 15百万円(15百万円)

在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行

う。さらに、サテライトでの研修受講環境を整えるとともに、本研修の医師向けの研修等を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

- ② 看護教員等養成支援事業（通信制教育） 8百万円（8百万円）
看護教員等の養成における通信制教育（eラーニング）の実施に必要な経費に対する支援を行う。

- ③ 看護教員教務主任養成講習会事業 11百万円（11百万円）
看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に必要な経費に対する支援を行う。

- ④ 新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業 5百万円（5百万円）
新型コロナウイルス感染症の影響により、基礎教育において、修了要件は満たしつつも、経験が不足している臨床現場での学びを補うとともに、リアリティショックを低減し早期離職を防止することを目的として、就業先の新人看護職員研修では補えない領域や分野等の臨床現場での体験学習を主とする研修を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

- ⑤ 危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業 7百万円（11百万円）
新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症等の有事の際の危機管理を行うための看護マネジメント能力の向上を目指して、各都道府県が看護管理者向けの「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」を実施できるように、研修開催のためのガイドライン及びコンテンツの作成と検証に必要な経費に対する支援を行う。

（3）看護業務の効率化に向けた取組の推進

- 看護業務効率化先進事例収集・周知事業 20百万円（27百万円）
看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に資する医療機関の取組を募集し、選考委員会を設置して先進的な取組を選定し、取組を周知するとともに、選定した先進的な取組を他施設が試行する際に必要な経費に対する支援を行う。

2. 看護職員の確保対策等

- ① 中央ナースセンター事業 **拡充** 235百万円（230百万円）
看護職員に係る今後の需給の状況は、地域ごとに差異があり、都道府県ナースセンターにおいて、地方自治体等の関係者と緊密に連携しながら、地域の課題に応じた実効性ある看護職員確保の取組を実施していくことが重要であることから、都道府県ナースセンターにおいて実施している「地域における看護職員確保推進事業」の拡充を図る。
- ② 新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業 **新規** 53百万円（0百万円）
新型コロナウイルス感染症などの新興感染症等の発生に際して、都道府県が迅速に看護職員の確保を図れるよう、日本看護協会及び都道府県看護協会において、医療機関への応援派遣に的確に対応できる看護職員の養成を推進し、リスト化を進める。あわせて、一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合に、日本看護協会において全国レベルでの看護職員等の応援派遣を調整できる体制を整備する。
- ③ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 ※医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数
都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、ハローワークと連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 看護職員確保対策特別事業 44百万円（44百万円）
看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に必要な経費に対する支援を行う。
- ⑤ 助産師活用推進事業 ※医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数
医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ⑥ 医療専門職支援人材確保・定着支援事業 10百万円（10百万円）
医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

〈参考 令和4年度第二次補正予算〉

- ① **マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム化事業** 229百万円
今後の現役世代（担い手）の急減と高齢化の進行に伴う看護ニーズの増加に対応するとともに、今般のコロナ禍を受けて、今後の新興感染症の発生に的確に対応していく観点から、デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年6月17日）に基づき、「マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム」を構築し、看護職の資質向上及び潜在看護職に対する復職支援等の充実を図る。
- ② **中央ナースセンター事業** 292百万円
「マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム」の構築のためのシステム改修のうち、「ナースセンター・コンピュータ・システム」の改修に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ **新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業** 30百万円
新型コロナウイルス感染症などの新興感染症等の発生に際して、都道府県が迅速に看護職員の確保を図れるよう、日本看護協会及び都道府県看護協会において、医療機関への応援派遣に的確に対応できる看護職員の養成を推進し、リスト化を進める。
- ④ **准看護師籍簿と国家資格等情報連携活用システム連携推進事業** 11百万円
「デジタル改革関連法」が成立し、マイナンバー法や住民基本台帳法が改正され、令和6年度中に医療関係資格の資格情報について、国家資格等情報連携・活用システムへの格納を通じて、マイナンバー制度の利活用を図ることとされている。准看護師の資格情報は都道府県が管理していることから、免許申請事務や資格管理に使用しているシステム仕様の実態に基づき、准看護師免許と国家資格等情報連携・活用システム内の資格データを連携するために必要な対応の調査及び仕様書作成等に必要な経費に対する支援を行う。

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

166百万円(166百万円)

① 外国人看護師受入支援事業

62百万円(62百万円)

外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

② 外国人看護師候補者学習支援事業

104百万円(104百万円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

※医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に必要な経費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

75,077百万円（75,077百万円）

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携等に関する取組を進めるため、令和3年度に新たに位置付けた「病床機能再編支援事業」をはじめ、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

（参考）【対象事業】

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

② 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う事業。

③ 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

④ 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

⑤ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業（勤務医の労働時間短縮の推進）。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業（例）

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
 - 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援
- ③ 医療従事者の確保に関する事業
 - 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
 - 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
 - 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
 - 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
 - 看護師宿舍の整備に対する支援
 - 看護職員の就労環境改善（多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など）に対する支援
 - 看護職員の勤務環境改善のための施設整備（病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設）に対する支援
 - 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
 - 医療勤務環境改善支援センターの運営

地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

(1) 病床の機能分化・連携

○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備

院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

(2) 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

(3) 医療従事者等の確保・養成

○ 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

○ 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施

看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の就労環境改善のための体制整備

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

○ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

○ 医療勤務環境改善支援センターの運営

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

○ 看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の定着促進のための宿舍整備

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舍の整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の勤務環境改善のための施設整備

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

助産師活用推進事業

令和5年度当初予算案（令和4年度予算額）医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金240億円の内数）

背景

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産*1、助産師外来*2、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

*1「助産師外来」 緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

*2「院内助産」 緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。（※医療法における「助産所」には該当しない）

対象経費

助産師活用推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費

主な目的や方法

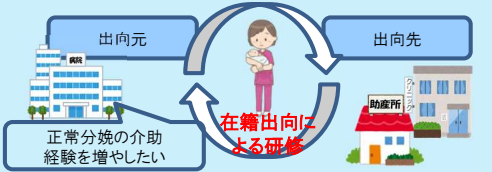
助産師出向 の検討、計画立案、運営、評価等

▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験を高められ助産実践能力が向上

- 都道府県協議会*の設置
- 実践能力の高い助産師を育成

※既存の看護職員確保や助産師出向支援等の協議会でも可
（都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等）

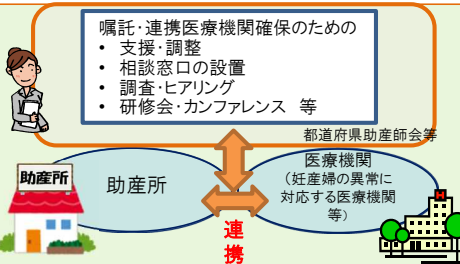


【具体的な例】

- ・助産所で勤務する助産師による
 - ・病院・診療所でのハイリスク妊産婦の管理
 - ・病院で勤務する助産師の助産所での妊産婦への支援の実施
 - ・新生児蘇生の技術修練
 - ・助産学生の実習施設確保のための調整
 - ・助産師の偏在の実態把握の調査
 - ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置
- など

助産所と嘱託連携医療機関等の連携 に係る支援

- 協議会の設置などにより、
- 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握
 - 助産所において、嘱託・連携医療機関等を円滑に確保できるよう調整・支援



【具体的な例】

- ・助産所と医療機関の
 - 連携状況のヒアリング
 - 連携についての情報交換会
 - 連携した産後ケアの実施にむけた支援・調整
 - オープンシステム/セミオープンシステムの活用に向けた調整・調査
 - ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置
- など

院内助産・助産師外来 の実際及び効果についての理解促進

▶ 院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が必要



産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

【具体的な例】

- ・関係者の理解促進のための院内研修や勉強会の実施
 - ・情報収集のための他施設の見学
 - ・業務マニュアルの策定の支援
 - ・院内助産・助産師外来の実施及び効果についての調査
- など

5.「新型コロナなど新興感染症対応等における看護職員及び看護管理者への支援」について

(1) 新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業

令和4年度第二次補正予算及び令和5年度予算案における「新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業」を通じて、日本看護協会及び都道府県看護協会が、新興感染症及び災害の発生に的確に対応できる「災害支援ナース」を養成し、都道府県と医療機関の協定に基づき、他の医療機関等に応援派遣する仕組みを整備する。この仕組みは、令和6年4月以降、先般の臨時国会で成立した改正医療法・改正感染症法に基づく仕組みに位置づける予定である。

新興感染症及び災害の発生時に、都道府県において迅速に看護職員を確保できるよう、災害支援ナースの養成及び応援派遣を推進することが重要である。このため、各都道府県におかれては、医療機関との間で改正医療法・改正感染症法に基づく協定を締結する際に、災害支援ナースの応援派遣に係る内容も含めた協定を積極的に締結いただくとともに、都道府県看護協会と連携しつつ、医療機関への積極的な呼びかけ等を通じて、災害支援ナース養成研修の積極的・計画的な受講を推進していただくよう、願います。

【PI看26】

(2) 新型コロナウイルス感染症対応における看護管理者への支援

令和3年度の補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント体制整備事業が実施され、その成果物として 応援派遣のためのマニュアルが今年度末に完成予定である。

新型コロナウイルス感染症を行う医療機関やクラスターが発生した施設等においては、自施設の看護職員の再配置、患者・職員の心身の管理、他施設からの看護職員の受援体制整備など、看護管理者が担う役割が非常に重要であることから、補正予算事業において、新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関やクラスターが発生した施設等に対して、危機管理に精通した看護管理者を派遣し、当該施設の看護管理者への支援を行ってきたところである。

今回、これまでの成果をまとめた「新型コロナウイルス感染症等対応のための応援派遣看護職受け入れ・応援派遣マニュアル」を今年度末までに作成し、作成後は全国の医療機関の看護部長宛てに直接送付する予定である。【P1看26】

(3) 危機管理における看護マネジメントの支援

今般の新型コロナウイルス感染症対応において、地域の医療提供体制維持のために看護管理者が非常に重要な役割を果たしてきたことから、新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症や災害等の有事の際の危機管理に関する看護マネジメント能力の向上を目的として、各都道府県において研修を継続して実施することが可能となるよう、研修開催のためのガイドライン及びコンテンツを作成した。令和4年度に3県にご協力をいただき試行研修を実施し、内容の精錬を行っていく予定である。令和5年度も引き続き、当該ガイドライン・コンテンツを活用した、各都道府県における研修実施に御協

カをお願いしたい。

【P I 看 27】

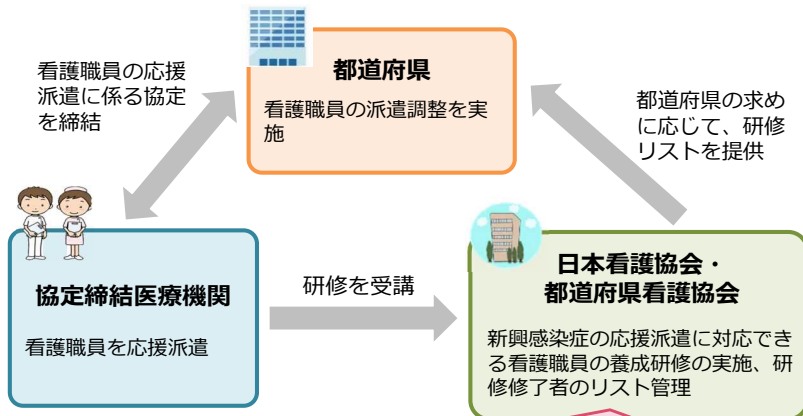
令和5年度当初予算案：53百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 新型コロナウイルスなどの新興感染症等の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員等の確保を図るためには、新興感染症等の発生時に他の医療機関への応援派遣に的確に対応できる看護職員の養成を推進して、リスト化するとともに、一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで看護職員等の応援派遣を調整できる体制の整備が必要。
- このため、日本看護協会・都道府県看護協会において、医療機関への応援派遣に対応できる看護職員の研修を幅広く実施して、研修修了者のリスト化を進めるとともに、全国レベルで看護職員等の応援派遣を調整できる体制を構築する。

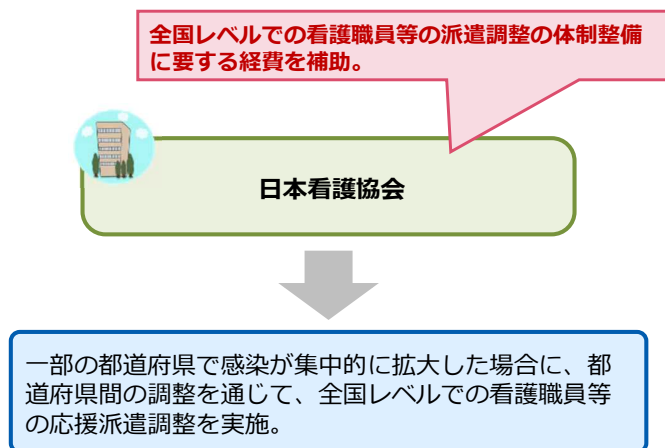
2 事業の概要

1. 新興感染症の応援派遣に対応できる看護職員の養成



※ 養成研修は、災害・感染症に係る応援派遣に対応できる看護職員を養成するための研修として実施。

2. 全国レベルでの看護職員等の派遣調整の体制整備



※ 全国レベルでの看護職員等の応援派遣調整の円滑な実施のため、医療関係の職能団体・病院団体によって構成される調整会議を設置。

令和3年度補正予算 新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント体制整備事業

新型コロナウイルス感染症等対応のための応援派遣看護職受け入れ・応援派遣マニュアル

新型コロナウイルス感染症対応等のマネジメントを実施する看護管理者等への支援を行うことを目的とし、マニュアルを作成中。

マニュアルの構成

- マニュアルは2部構成
 - ・ 応援派遣を受ける施設の看護管理者・応援派遣看護職の役割・動きとそのポイント
 - ・ 応援派遣を出す施設の看護管理者・応援派遣看護職と共に働く看護職・事務担当者の役割・動き
- 確認事項をテンプレート化
 - 応援派遣を受ける施設、窓口機関（都道府県を想定）
 - 応援派遣を出す施設の確認事項をテンプレート化し巻末に添付
- アクションカードを添付
 - 平時からの準備をお願いするマニュアルであると共に、有事にも看護管理者が落ち着いて迅速に対応できるようにアクションを明示した付録を添付

令和3年度 新型コロナウイルス感染症
対応看護マネジメント体制整備事業

新型コロナウイルス感染症等対応の
ための応援派遣看護職
受け入れ・応援派遣マニュアル

（案）

2023年3月
日本看護管理学会

危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業

背景・事業目的

令和5年度要求額（令和4年度予算額）6.7百万円（1.1百万円）

- 今般の新型コロナウイルス感染症対策において、医療機関、訪問看護ステーション、施設等における新型コロナウイルス感染症対応のための看護職員確保、感染管理を考慮した看護配置の検討、患者・職員の心身の安全管理等、看護管理者が非常に重要な役割を果たしてきた。
- 令和2年度厚生労働科学研究（特別研究）「新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員の確保及び最適なマネジメント検討に向けた実態調査研究」において、新型コロナウイルス感染症対応に係る看護管理者の役割等についての調査を行い、令和3年度には当該研究結果を活用して看護管理者向けの新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント研修を実施した。
- 看護管理者向けの研修は、感染症患者受け入れの準備、院内外のリソースの活用、人的資源の再配分等、新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症や災害等の有事の際の危機管理として同様に役立つ内容を含んでいる。**限られた看護人材を有効に活用し、地域の医療提供体制を維持することは看護管理者にとって不可欠な能力であることから、今後も引き続き看護マネジメント能力の向上を目的とした研修を各都道府県において実施することができるよう、研修開催のためのガイドライン等作成を行うことを目的とする。**

事業概要

看護管理者向けの「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」が各都道府県において実施可能なものとなるように、研修開催のためのガイドライン及びコンテンツを作成し、その検証を行う。

① 研修ガイドラインの作成・更新

各都道府県において「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」を実施できるよう、研修開催に係るガイドラインを作成し、試行後に更新を行う。

② 研修で活用可能なコンテンツの作成

各都道府県で実施する研修において活用可能な動画やテキスト等のコンテンツを作成する。

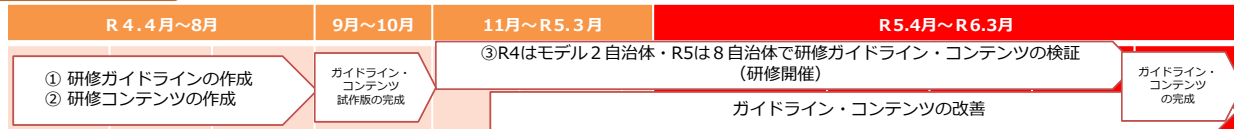
③ 研修ガイドライン及びコンテンツの検証・改善

①及び②で作成したガイドライン及びコンテンツを用いて研修を開催し、内容の検証と必要に応じて改善を行う。

「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」の概要

- ◆目的
新型コロナウイルス感染症対応を始め、新興感染症や災害等に対応するために必要な看護マネジメント能力の向上
- ◆対象
医療機関、訪問看護ステーション、施設等における看護管理者
- ◆内容
 - 組織において必要な看護職員確保策
 - 人的資源の再配分
 - 患者受け入れに向けた組織内の準備
 - 組織内外のリソースの活用
 - 患者及び職員の心身の安全管理
 - 医療機関等の機能の維持
 - 地域の医療提供体制維持のための看護職員活用

スケジュール



補助先

民間団体